



® 平成 29 年 5 月 31 日 (水)

No. 14455 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [149] (1)

☆注目知的財産権法判例紹介 [78] (14)

☆ [随筆] 特許率の変動を考える (16)

弁理士の眼

149

「ゴルフクラブシャフトデザイン」 著作権侵害差止等請求控訴事件

一知財高裁平成28(ネ)10054・平成28年12月21日(2部)判決<控訴棄却>一

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

〔キーワード〕 応用美術の著作物性 (著2条1項1号)、純粋美術の著作物 (著2条2項)、作成者の個性、シャフトデザインの著作物性、デザイン書体の著作物性、カタログデザインの著作物性

【事案の概要】

本件は、控訴人(Xデザイン事務所ことX)が、被控訴人(株式会社グラフィートデザイン)に対し、①別紙被告シャフト目録(原判決別紙被告シャフト目録記載の各シャフトに、それぞれデザインを記載したもの)記載1~83の被告シャフトが、主目的には、控訴人の著作物である本件シャフトデザインの翻案に当たり、予備的には、控訴人の著作物で

国内外一貫担当・信頼の事務管理体制・厳選した海外代理人との強固なネットワーク



50Years
Anniversary
since 1967

わかば国際特許事務所

所長 弁理士 宮崎昭夫

<http://www.wakabapat.jp/>

〒108-0014 東京都港区芝五丁目26-24 田町スクエア3階

TEL: 03-6435-0309 FAX: 03-6435-1610

ある本件原画の翻案に当たるから、被控訴人の被告シャフト製造、販売行為が、控訴人の著作権（翻案権、二次的著作物の譲渡権）を侵害し、②被告シャフトの製造は、主位的には、控訴人の意に反して本件シャフトデザインを改変してなされたものであり、予備的には、控訴人の意に反して本件原画を改変してなされたものであるから、控訴人の著作者人格権（同一性保持権）を侵害し、③別紙被告カタログ目録（原判決別紙被告カタログ目録記載の各カタログに、それぞれデザインを記載したもの）記載1及び2の被告カタログの製作は、控訴人の意に反して、控訴人の著作物である本件カタログデザインを改変してなされたものであるから、控訴人の著作者人格権（同一性保持権）を侵害しているとして、①被告シャフト5～8による著作権（翻案権、二次的著作物の譲渡権）侵害につき民法703条、704条に基づく使用料相当額の不当利得金5400万円及びこれに対する不当利得日である平成19年6月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の返還、②被告シャフト及び被告カタログによる著作者人格権（同一性保持権）侵害につき民法709条に基づく慰謝料850万円の内金425万円及びこれに対する不法行為の後である平成27年8月18日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払、③被告シャフト及び被告カタログによる著作者人格権（同一性保持権）侵害につき著作権法112条1項に基づく被告シャフト及び被告カタログの製造及び頒布の差止め並びに同条2項に基づく廃棄、並びに、④被告シャフトによる著作者人格権（同一性保持権）侵害につき、同法115条に基づく謝罪広告の掲載を求めた事案である。

原判決は、本件シャフトデザイン、本件原画及び本件カタログデザインは、いずれも、著作権法上の著作物に当たらないとして、控訴人の請求を全部棄却した。

【判 断】

当裁判所も、被告シャフト及び被告カタログによる控訴人の著作権（翻案権、二次的著作物の譲渡権）侵害及び著作者人格権（同一性保持権）侵害は成立しないと判断する。その理由は、以下のとおりである。

1 争点（1）（本件シャフトデザイン及び本件原画の著作物性）について

（1） 応用美術の著作物性について

ア 著作権法2条1項1号は、著作物の意義につき、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と規定しており、ここで「創作的に表現したもの」とは、当該表現が、厳密な意味で独創性を有することまでは要しないものの、作成者の何らかの個性が発揮されたものをいうと解される。

控訴人は、本件シャフトデザイン等が、ゴルフシャフトという実用に供される物品に表現されたものであることなどを前提として、その著作物性を主張する（著作権法10条1項4号）から、本件は、いわゆる応用美術の著作物性が問題となる。

ところで、著作権法は、建築（同法10条1項5号）、地図、学術的な性質を有する図形（同項6号）、プログラム（同項9号）、データベース（同法12条の2）などの専ら実用に供されるものを著作物になり得るものとして明示的に掲げているのであるから、実用に供されているということ自体と著作物性の存否との間に直接の関連性があるとはいえない。したがって、専ら、応用美術に実用性があることゆえに応用美術を別異に取り扱うべき合理的理由は見出し難い。また、応用美術には、様々なものがあり得、その表現態様も多様であるから、美的特性の表現のされ方も個別具体的なものと考えられる。

そうすると、応用美術は、「美術の著作物」（著作権法10条1項4号）に属するものであるか否かが問題となる以上、著作物性を肯定するためには、それ自体が美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えなければならないとしても、高度の美的鑑賞性の保有などの高い創作性の有無の判断基準を一律に設定することは相当とはいえず、著作権法2条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、著作物として保護されるものと解すべきである。